

詳細事項

1 保証会社の保証内容

家賃滞納等による契約解除の場合、次の①、②を保証します。

- ①滞納家賃及び付帯する遅延損害金
家賃及び共益費の7か月分を限度とします。
- ②退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費用
家賃及び共益費の3か月分（敷金で相殺した差額）を限度とします。
※保証履行を行った場合、後日、利用者等は、保証会社が立て替えた家賃などを、保証会社に支払っていただきます。

2 保証に際しての注意事項

- ① 家賃滞納時に、家主（不動産店）は、文書又は電話等により支払いの催促を行ってください。また、3か月分の賃料等の債務不履行が確定した場合は、電話等により賃貸借契約の解除を申し出てください。さらに、4か月分の賃料等の債務不履行が確定した場合で、なお住宅の明け渡しに至らないときは、法的手段によって退去させてください。
- ② 家主は、家賃滞納や死亡事故、行方不明などのトラブルが生じた場合、必ず川崎市住宅供給公社に連絡をください。また、その後の進捗状況も定期的に連絡してください。

3 利用できる物件

実質的に不動産店が管理している賃貸住宅が対象となります。仲介後の管理が別の不動産店が行う賃貸住宅については対象外です。

家主の方へ

この制度は不動産店を登録する制度です。家主の方は、賃貸住宅の管理を行っている不動産店に制度利用について相談してみてください。また、物件の登録制度もございます。詳細はまちづくり局住宅整備推進課までご連絡ください。
(TEL 044-200-2997)

※保証会社は3社あり、保証会社により保証履行のやり方が異なります。

対象者

- ①高齢者
- ②障害者
- ③外国人
- ④ひとり親世帯
- ⑤DV被害者等
- ⑥ホームレス自立支援施設退所者
- ⑦児童福祉施設等退所者等
- ⑧指定難病・特定疾患患者

その他の要件

- ◎給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ◎自立した生活ができる方
- ◎原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人（※）がいる方
※連帯保証人と異なり、連帯して債務を負うものではありません。なお、緊急連絡人の確保が非常に困難な方については、公社までご相談ください。

利用者の負担

- ◎月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料（最低保証料は10,000円）として入居時に一括して保証会社へお支払いいただきます。
- ◎2年間の特約付火災保険に加入していただきます。「借家人賠償責任保障額」が1000万円以上「個人賠償責任保障額」が1000万円以上

登録できる不動産店

市内の宅地建物取引業団体に加盟している不動産店が対象です。公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会川崎南支部、同協会川崎中支部、同協会川崎北支部、公益社団法人全日本不動産業協会川崎支部のいずれかの団体に加盟している必要があります。

お問合せ先

TEL 044-244-7590

川崎市住宅供給公社 FAX 044-244-7509
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング2F

制度所管課

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL044-200-2997 FAX044-200-3970

不動産店
賃貸住宅の家主(所有者)
の皆様へ

川崎市居住支援制度

保証人がいない高齢者などを対象に
家賃保証だけでなく、入居後のトラブル防止及び解決への支援も川崎市等
が行い、不動産店や家主の不安解消に
努めます！



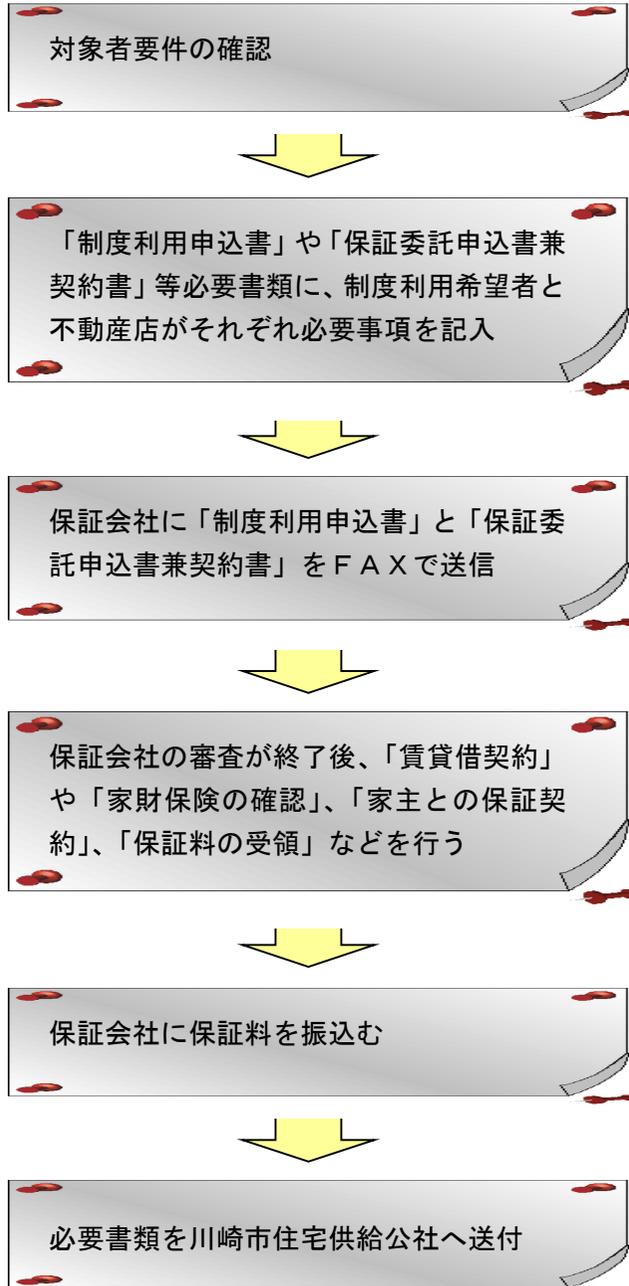
川崎市

お問合せ先

TEL 044-244-7590

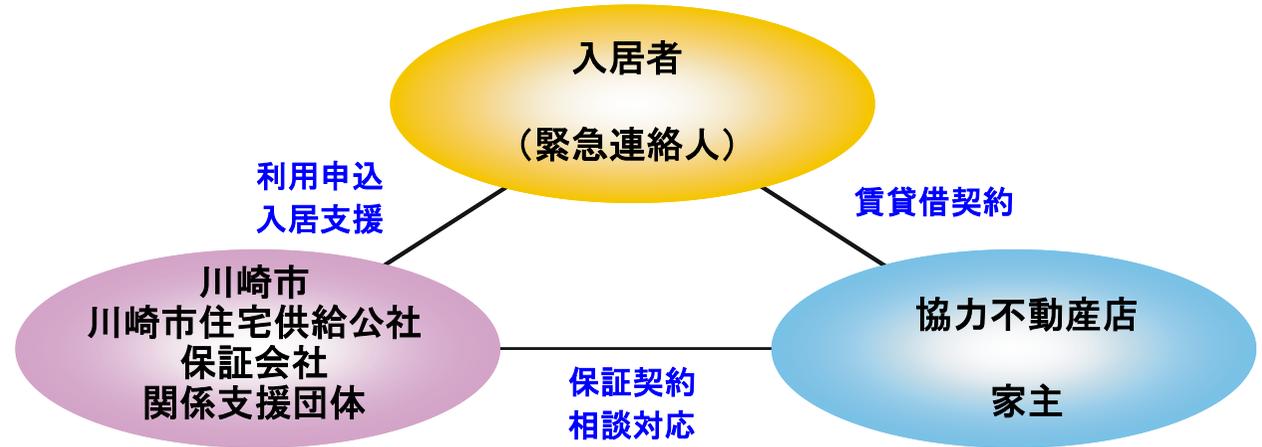
川崎市住宅供給公社

**協力不動産店で行う
制度利用事務手続き**



**せっかく入居希望者がいるのに保証人がいない…
空き室があるのに、トラブルが不安で貸せない…**

川崎市居住支援制度は、保証会社が金銭保証を行い、川崎市、川崎市住宅供給公社及び関係団体が、入居後の支援を行います！



アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人や緊急連絡人がいないために、住宅を借りられない場合に、次の支援を行い、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- ・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- ・川崎市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りなどを行います。

※市の指定する保証会社・・・

一般財団法人高齢者住宅財団、日本セーフティー株式会社、フォーシーズ株式会社

制度利用には協力不動産店として登録する必要があります。まずはお電話ください。

川崎市住宅供給公社
TEL 044-244-7590

川崎市まちづくり局住宅整備推進課
TEL 044-200-2997